

○松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

平成28年3月25日

条例第28号

改正 平成28年7月11日条例第42号

令和5年3月27日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき，認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は，法で使用する用語の例による。

(類型)

第3条 認定こども園は，次の各号に掲げる類型に応じ，当該各号に定める要件に該当する施設でなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領をいう。第8条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか，当該教育のための時間の終了後，在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって，次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において，満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い，かつ，当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか，当該保

育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であること。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であること。

（職員の配置）

第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（次条第3項において「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

（職員の資格）

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（以下「普通免許状」という。）又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければ

ならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して相当と認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して相当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができる。

5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(連携施設における建物等の配置)

第6条 連携施設については、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にななければならない。ただし、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎等)

第7条 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第3項において同じ。)は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設(法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。第3項及び第4項において同じ。)が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第3項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあって

は、第3項本文及び第8項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積 (平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

2 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

3 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第1項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

4 第2項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第1号に掲げる基準を満たすときは、第2号に掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第2号に掲げる基準を満たすときは、第1号に掲げる基準を満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積 (平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

5 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができ

る。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

6 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができるものとし、当該認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、食事を提供するための適切な管理体制が確保されていること。
- (2) 認定こども園又は他の施設、保健所、市等に配置されている栄養士により、栄養等に関する必要な配慮が行われること。
- (3) 認定こども園外で調理し、及び搬入する者は、衛生、栄養等に関して必要な知識及び技能を有し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、それに基づく食事の提供に努めること。

7 園内で調理する方法により子どもに対する食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、食事を提供する子どもの数が20人に満たないときは、第2項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

8 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第2項に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針をいう。）に基づくものとし、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園の教育及び保育の内容に関する要件は、規則で定める。

（保育者の資質向上等）

第9条 認定こども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

（子育て支援事業）

第10条 認定こども園は、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、子育て支援事業の実施に当たっては、規則で定める事項に留意しなければならない。

（管理運営等）

第11条 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置き、当該長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。

4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

5 認定こども園は、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。この場合において、認定こども園

は、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入に適切に配慮しなければならない。

6 認定こども園は、耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制を整備しなければならない。

7 認定こども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて補償の体制を整備しなければならない。

8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

10 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。

11 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

（認定こども園の認定の辞退及び休止）

第12条 認定こども園の設置者は、認定こども園の認定を辞退しようとするとき又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第28条に規定する方法により、認定こども園において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第43号）附則第2項の規定の適用を受けている認定こども園の職員の配置については、平成32年3月31日までの間は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に行うことができる。
- 4 第5条第1項及び第4項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。付則第8項において同じ。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第8項において同じ。）をもって代えることができる。
- 5 第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知

識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

付則第4項	第5条第1項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第5項	第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
付則第7項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

付 則（平成28年7月11日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 2 7 日条例第 7 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

5 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、第 1 0 条の規定による改正後の松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第 1 1 条第 9 項に規定する自動車を認定こども園において運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第 8 項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。